

再就職、転職、スキルアップを目指す皆さんへ

「リ・スキリング等教育訓練支援融資」 のご案内

制度を活用し、生活面の不安なく教育訓練を受けませんか？

「リ・スキリング等教育訓練支援融資」は、スキルアップ等を目指す方々を支援するため、「**教育訓練費用**」と「**教育訓練期間中の生活費**」を融資する制度です！

融資内容

ハローワークで貸し付け要件の確認などの手続き後、別途、ハローワークが指定する金融機関（労働金庫）で貸し付けの手続きが必要です。その結果、融資を受けられないもしくは融資額が減額となる場合があります。

| 融資額 | | |
|--|---------------------------------------|---------------------------|
| 教育訓練費用 | 年収200万円以上の方 | 年額最大120万円×最長2年間 |
| | 年収200万円未満の方※または離職者 ※収入証明がない方も含みます。 | 年額最大120万円×最長1年間 |
| 融資対象費用：入学金、授業料の他、実習費、受験費用、学用品（パソコン、タブレット等）代等 (融資申込時点で支払済の費用は、領収書等で支払いが確認できる受験費用のみが融資対象) | | |
| 生活費 | 年収200万円以上の方 | 月額最大10万円×受講予定訓練月数（最長24か月） |
| | 年収200万円未満の方※または離職者 ※収入証明がない方も含みます。 | 月額最大10万円×受講予定訓練月数（最長12か月） |

- 融資利率は年2.0%の固定金利（信用保証料0.5%を含む）。元金と利息の返済が遅れたら、遅延している元金に対し年14.5%の損害金（遅延利息）の支払い義務が発生します。
- 担保および保証人は不要（ただし、労働金庫が指定する信用保証機関の利用が必要）です。
- 3か月毎にハローワークで職業相談を受ける必要があります。

貸付方法

- 教育訓練費用：入学金、授業料等の教育訓練機関に支払いが必要な費用は、労働金庫より教育訓練機関に直接振り込みます。その他は本人の口座（労働金庫の口座に限ります。労働金庫に口座がない場合は、手続きの際に口座を開設する必要があります。生活費においても同じ。）へ振り込みます。
- 生活費：3か月毎に、3か月分を上限に本人の口座に振り込みます。

返済方法

- 貸付日の属する月の翌月末以降、毎月末日を約定返済日とします。
- 訓練終了月の1年後の末日までは元金据置期間として、利息のみの返済となります。
- 訓練期間中も利子の支払いが必要になる場合があります。
- 元金据置期間終了後から10年以内に元利均等払いにより返済します（最終弁済時の年齢は76歳未満）。
- 貸付金の返済は、本人の労働金庫の口座から自動引き落としとなります。

＼さらに！／

一定の要件を満たした場合、融資額の返済が一部免除されます。

具体的な手続きは、お近くのハローワークにご相談ください！

（全国のハローワーク）

（制度ホームページ）



利用条件及び一部返済免除の概要などは
裏面をご覧ください。



融資を受けるには、 条件を満たす方が対象の教育訓練を受講することが必要です。

融資を利用できる方の主な条件

- ハローワークに求職の申し込みをしていること
 - 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
 - 労働の意思と能力があること
 - 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと
 - 過去に3年以上の就業経験があること
 - キャリアコンサルティングを受けて、ジョブ・カードを作成していること
 - 融資申込時に18歳以上、融資開始時に66歳未満であること
- 等

融資の対象となる教育訓練

- 訓練期間が1か月以上4年以内のもの（融資期間は、訓練期間のうち訓練開始から最大2年間）
- 以下のいずれかに該当するもの
 - ・ 学校教育法に基づく大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校または各種学校が提供する教育訓練
 - ・ 厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を実施している法人等が提供する教育訓練
 - ・ 求職者支援訓練または公共職業訓練等

返済の一部免除

以下の要件等を満たしたことをハローワークが確認した場合、当該日の債務残高の一部を「免除割合」のとおり免除します。

- ・ 融資申込時点での融資対象者本人の年収が500万円未満であること
- ・ 求職者支援訓練、公共職業訓練または教育訓練給付金の指定講座を修了すること
- ・ 訓練終了日の翌日から1年以内に雇用保険被保険者として就職し、1年以上継続的に雇用されること
- ・ 貸付を受けたり・スキリング等教育訓練支援融資の返済を滞っていないこと
- ・ 就職支援計画書に基づく安定所の就職支援を拒否したことがないこと
- ・ 訓練修了後の賃金が訓練開始前の賃金と比較して5%以上上昇していること

| | | |
|----------|---------------|--------------------|
| 免除 割合 | 賃金が5%以上上昇した時 | 残債務の30%（上限額は100万円） |
| | 賃金が10%以上上昇した時 | 残債務の50%（上限額は150万円） |

以下の事項にご注意ください

- ◆ ハローワークで職業相談した日以降に申し込んだものが融資の対象となります。
- ◆ この制度は利息を含めて返済が必要になります。融資を受ける額は、将来返済が可能であり、真に必要な額としてください。
- ◆ 利子の返済は教育訓練受講中に必要になる場合があります。
- ◆ 労働金庫で行う金融機関としての審査の結果、貸し付けを受けられない場合があります。
- ◆ 訓練を途中で辞めた場合、速やかにハローワークに届け出て、労働金庫で契約変更の手続きを行ってください。
- ◆ 申請書類の虚偽記載による貸し付けの不正利用が発覚等した場合、直ちに債務残高の全額を一括返済しなければなりません。また、詐欺罪などで処罰されることもありますのでご注意ください。
- ◆ 約定どおりに返済がなされない場合には、個人信用情報機関に遅滞状態にある旨が登録され、他の金融機関を利用する際に不利益を受ける可能性がありますので、ご注意ください。
- ◆ **返済免除額のうち、生活費にかかる額は一時所得として所得税の課税対象となるため、一定金額以上の生活費用の返済の免除を受けた場合、確定申告の手続きが必要となります。**